



## モジュール3-2

## ● 表題・枚数・時間

- 各論, 応召義務, モジュール 17 枚, 約 25 分

## ● モジュールの概要

このモジュールでは、応召義務について具体的に学ぶ。医師法19条1項は、医師に応召義務を負わせているが、この義務の性質や、義務違反となった際の責任や、具体的な応召をしなくてよい場合(正当な事由)がある場合を理解する。

## ● 講師からのキーメッセージ

1. 応召義務の法的性質を知り、拒否をした場合に医療側が正当な事由があることを説明証明することが求められることを理解しなければならない。
2. 正当な事由をどのように理解するかについて、医療の供給体制の変化により、その解釈は変遷してきたが、今般厚生労働省から出された『医政発 1225 第4号 令和元年 12 月 25 日厚生労働省医政局長』通知を参考に、その現代的な考えを理解する。
3. 基本的な考え方を理解した上、患者の緊急性がある場合に、病院側の医療体制を理由に拒む場合や、患者の迷惑行為による場合などについて、方向性とポイントを体得したい。

## ● モジュールの目標

このモジュールを修了すると、受講者は:

1. 応召義務について、その法的性質や、正当な事由の位置づけを説明できる。
2. 応召義務についての、臨床における基本的考え方を説明することができる。
3. 個別的な事例について、判断の方向付けを理解できる。

## ● 事例を検討するにあたって

**事例** 最初に古典的な応召義務についての事例を提示した。

- 医師の立場、その他の立場, いろいろな立場を変えて、考えてください。線引きの正当性は、線そのものが正当だけではなく、線を決める過程が正当な場合もあります。(つまり、プロセスの正当性)

**追加事例1・2** 外国人の事例である。

- 事例は直接の応召をしなかった事例ではありませんが、最後は日本での手術について受けられないまま、本国に帰った事例です。
- 患者に自費での通訳を求めるのは、患者側に医療へのアクセス障害(通訳つけないと、治療しない)となることをここでは理解したい。
- そして、外国人について、どのような場合に日本人との違いを認めてよいのかを丁寧に考えたい。